



北茨城市告示第112号

令和8年7月17日発付の、令和8年度市民税及び県民税に係る第1期督促状を送達するに当たり、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため送達することが不可能であるので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び北茨城市市税条例（昭和31年北茨城市条例第31号）第18条の規定により、下記のとおり告示する。

なお、上記の送達すべき書類は、北茨城市長が保管し、送達を受けるべき者からの申出があったときは、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月 1 日

北茨城市長 今 井 路 江



記

通知書番号	住所又は居所	納税義務者氏名
98081-8	北茨城市中郷町上桜井340番地5（ハイロックスY's 202号）	高崎 卓也